

容器包装に係る分別収集及び再商品  
化促進等に関する法律に基づく

# 分別収集計画

令和4年6月

新潟県五泉市

# 分別収集計画

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2,3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

# 五泉市分別収集計画

令和4年6月30日

## 1. 計画策定の意義

地球温暖化等、地球規模での環境問題への関心が高まる中、従来的大量生産、大量消費、大量廃棄という資源を過度に消費し、環境への負荷が大きい社会経済・ライフスタイルを見直し、環境の保全と持続可能な発展を実現するため、循環型社会を形成していくことが必要である。

こうした状況の中、本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「法」という。)第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、五泉市それぞれの役割を明確にし具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を徹底するとともに、五泉市環境基本計画で定めた(リペア:修理、リフューズ:ごみのもとを絶つ)を加えた5Rを推進し、循環型の地域社会をめざす。
- ・ 市民、事業者、五泉市が一体となった取組みにより、容器包装廃棄物の資源化を図る。
- ・ 容器包装廃棄物の資源化のための処理施設、処理体制の整備を図る。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間(令和5年度～9年度)とし、3年ごとに見直しを行うものとする。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、紙パック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、食品トレイ、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

項 目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,720 t	2,640 t	2,580 t	2,540 t	2,500 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のための以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、五泉市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

### ①市民の役割

- ・ 容器包装廃棄物の排出量を可能な限り減らすよう工夫をする。
- ・ スーパーマーケット等が実施する店頭回収に協力する。
- ・ 五泉市が定める分別・排出のルールを守る。

### ②事業者の役割

- ・ リサイクルしやすい商品等の製造・販売を行う。
- ・ 包装を簡素化する。
- ・ 事務所、事業所内のごみの減量、リサイクルを推進する。

### ③五泉市の役割

- ・ 市広報誌、ホームページ、ごみ収集日程表などでの啓発を積極的に実施する。
- ・ 町内会等に対し、ごみの研修会を実施する。
- ・ 計画的な施設整備を行う。
- ・ 率先してごみの減量化・リサイクルに取り組む。
- ・ 集団回収の支援に取り組む。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表1左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が収集委託する機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は表1右欄のとおりとする。

表 1

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		かん類
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		古紙類(紙パック)
主として段ボール製の容器包装		古紙類(ダンボール)
主として紙製の容器であって上記以外のもの		古紙類(紙製容器包装)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチックごみ (発泡スチロール製食品トレイ 及びその他のプラスチック製 容器包装)

※令和7年度から、五泉地域衛生施設組合のマテリアルリサイクル推進施設が稼働予定。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	59 t	58 t	56 t	55 t	54 t
主としてアルミニウム製の容器	82 t	89 t	77 t	76 t	75 t
無色のガラス製容器	(合計) 135 t	(合計) 131 t	(合計) 128 t	(合計) 126 t	(合計) 124 t
	(独自処理量) 135 t	(独自処理量) 131 t	(独自処理量) 128 t	(独自処理量) 126 t	(独自処理量) 124 t
茶色のガラス製容器	(合計) 124 t	(合計) 121 t	(合計) 118 t	(合計) 116 t	(合計) 114 t
	(独自処理量) 124 t	(独自処理量) 121 t	(独自処理量) 118 t	(独自処理量) 116 t	(独自処理量) 114 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 45 t	(合計) 43 t	(合計) 42 t	(合計) 42 t	(合計) 41 t
	(独自処理量) 45 t	(独自処理量) 43 t	(独自処理量) 42 t	(独自処理量) 42 t	(独自処理量) 41 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	(合計) 8 t	(合計) 8 t	(合計) 8 t	(合計) 8 t	(合計) 8 t
	(独自処理量) 8 t	(独自処理量) 8 t	(独自処理量) 8 t	(独自処理量) 8 t	(独自処理量) 8 t
主として段ボール製の容器	345 t	335 t	327 t	322 t	317 t
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 77 t	(合計) 76 t	(合計) 75 t	(合計) 74 t	(合計) 73 t
	(独自処理量) 77 t	(独自処理量) 76 t	(独自処理量) 75 t	(独自処理量) 74 t	(独自処理量) 73 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 122 t	(合計) 119 t	(合計) 116 t	(合計) 114 t	(合計) 113 t
	(独自処理量) 122 t	(独自処理量) 119 t	(独自処理量) 116 t	(独自処理量) 114 t	(独自処理量) 113 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3 t	(合計) 3 t	(合計) 645 t	(合計) 635 t	(合計) 625 t
	(独自処理量) 3 t	(独自処理量) 3 t	(独自処理量) 645 t	(独自処理量) 635 t	(独自処理量) 625 t
うち白色トレイ	(合計) 3 t	(合計) 3 t	(合計) 13 t	(合計) 13 t	(合計) 13 t
	(独自処理量) 3 t	(独自処理量) 3 t	(独自処理量) 13 t	(独自処理量) 13 t	(独自処理量) 13 t

※令和7年度から、五泉地域衛生施設組合のマテリアルリサイクル推進施設が稼働予定。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

算定方法は下記のとおりである。

直近年度(令和3年度)の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は等比減とした。

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
予測人口	46,541 人	45,936 人	45,339 人	44,750 人	44,168 人
人口変動率	(対前年度比) △1.3%	(対前年度比) △1.3%	(対前年度比) △1.3%	(対前年度比) △1.3%	(対前年度比) △1.3%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

収集・運搬の段階、保管等の実施者について下記に示す。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	かん類	五泉市の委託業者による指定日回収	五泉地域衛生施設組合
	アルミニウム			
びん	無色ガラス	びん類		
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	古紙類(紙パック)		民間業者
	段ボール	古紙類(ダンボール)		
	その他紙製容器包装	古紙類(紙製容器包装)		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	五泉市の委託業者による拠点回収及び指定日回収	五泉地域衛生施設組合
	白色トレイ	プラスチックごみ	五泉市の委託業者による指定日回収	
	その他プラスチック製容器包装			

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

当面は、缶、びんについては、五泉地域衛生施設組合の不燃物処理センターで選別・圧縮・保管するが、紙パック、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイは民間事業者の保有する施設で選別圧縮・保管する。

令和7年度以降は五泉地域衛生施設組合のマテリアルリサイクル推進施設で白色トレイ及びプラスチック製容器包装を選別・圧縮・保管する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
缶	スチール	かん類	透明・半透明袋	2～4t 深ボディ車	五泉地域衛生施設組合 (選別・圧縮・保管)
	アルミニウム				
びん	無色ガラス	びん類			
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	古紙類(紙パック)			紐かけ及び 紙袋
	段ボール	古紙類(ダンボール)			
	その他紙製容器包装	古紙類(紙製容器包装)			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	拠点回収ボックス及び 透明・半透明袋	五泉地域衛生施設組合 (選別・圧縮・保管)	
	白色トレイ	プラスチックごみ	透明・半透明袋		
	その他プラスチック製容器包装				

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

・市民、事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑に、かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政からの意見で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。

・広報誌、ホームページ、ごみ収集日程表及び町内会等に対してのごみ研修会を活用し、減量化、リサイクル推進についての啓発を推進する。

・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。